|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　　　　　　号　　　年　　　月　　　日　　　　　様出雲市長　　　　　　　　　　　　温泉使用料減免決定通知書　　年　　月　　日付けで申請のあった給湯使用料の減免について、出雲市温泉給湯条例施行規則第７第２項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。記

|  |  |
| --- | --- |
| １．給湯許可番号 | 　　　　　年　　　月　　　日　　　　第　　　　号 |
| ２．温泉利用施設 | 所在地 |  |
| 名　称 |  |
| ３．決定区分 | □全部免除　　　□一部免除　　　□減額 |
| ４．温泉使用料 | 基本料金 | 単 　価  | □免除　　□減額（減額後　　　　　　円） |
| 減免金額 | 　　　　　円 |
| 差引納付額 | 　　　　　円 |
| 超過料金 | 単 　価  | □免除　　□減額（減額後　　　　　　円） |
| 減免金額 | 　　　　　円 |
| 差引納付額 | 　　　　　円 |
| 合計差引納付額 | 　　　　　円 |
| ５．減免期間 | 　年　　月　　　日　～　　　年　　月　　日 |
| ６．決定理由 |  |

 |

様式第８号（第７条関係）

（裏面）

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があると

き。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。